

高砂市「市長への手紙」取扱要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、市長が市民からの率直な市政改善の意見、施策のアイデア等を直接受け取ることができる「市長への手紙」の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要綱において「市長への手紙」とは、市民が市政改善の意見、施策のアイデア等を直接市長に伝えるために作成した文書及び電磁的情報（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録に記録された情報をいう。）をいう。

（受付）

第3条 シティプロモーション室広報広聴担当（以下「担当」という。）は、次の各号のいずれかの方法により「市長への手紙」を受け付けるものとする。

- （1）市ホームページ内のメールフォームへの送信
- （2）郵送
- （3）担当への持参
- （4）その他市長が認める方法

2 前項第2号から第4号までに掲げる方法により受け付ける「市長への手紙」の様式は、任意とする。

3 担当は、「市長への手紙」が匿名のものであっても、これを受け付けるものとする。

4 担当は、「市長への手紙」を受け付けたときは、速やかに、市長に当該受付処理を行った「市長への手紙」を回付するものとする。

（対応）

第4条 市長は、「市長への手紙」を通じて寄せられた意見・提案については、「市長への手紙」の提出者に対し、自ら直接に回答は行わないものとする。

2 市長は、「市長への手紙」による意見・提案に対し、必要に応じて対応を指示するものとする。

（情報管理）

第5条 市長は、「市長への手紙」及びこれに関する情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他の法令（市の条例及び規

則を含む。)を遵守し、適切に管理するものとする。

(公表)

第6条 市長は、毎年度1回、提出のあった「市長への手紙」の件数等を公表するものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、「市長への手紙」の取扱いに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年11月19日から施行する。